

第 2 2 号議案

中野区いじめ防止等対策推進条例の一部改正手続について

上記の議案を提出します。

令和 6 年（ 2 0 2 4 年） 5 月 2 4 日

提出者 中野区教育委員会教育長 田代 雅規

（提案理由）

中野区教育委員会いじめ問題対策委員会の専門調査員及び調査部会について規定する必要がある。

中野区いじめ防止等対策推進条例の一部を改正する条例

中野区いじめ防止等対策推進条例（令和３年中野区条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１３条第７項を同条第１１項とし、同条第６項中「の委員」の次に「（専門調査員を含む。以下同じ。）」を加え、同項を同条第１０項とし、同条第５項の次に次の４項を加える。

- ６ 教育委員会は、特別の事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。
- ７ 専門調査員は、学識経験を有する者並びに法律、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者（第１６条第１項に規定する再調査委員会の委員である者を除く。）のうちから、教育委員会が委嘱する。
- ８ 専門調査員の任期は、委嘱の日から当該特別の事項の調査が終了したときまでとする。
- ９ 対策委員会は、第１５条第１項の規定による調査を行うに当たり必要があるときは、調査部会を置くことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。